

(資料三)

平成二十二年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例 .....	1
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ...	1
島根県地域医療再生臨時特例基金条例 .....	1
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 .....	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
島根県職員定数条例の一部を改正する条例 .....	5
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 .....	6
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 .....	6
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 .....	7
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 .....	7
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 .....	9
島根県議会事務局条例の一部を改正する条例 .....	10
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	10
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 .....	11

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職 員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	13
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例 .....	13
島根県希少野生動植物の保護に関する条例 .....	15
島根県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	20

## 平成22年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第20号議案

#### 島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

島根県発電用施設周辺地域振興基金を活用した施策を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

島根県発電用施設周辺地域振興基金を財源とする事業に発電用施設の周辺の地域内における公共用施設に係る整備及び維持補修のための事業を追加すること。

##### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第21号議案

#### 島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した施策を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とする事業に求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援のための事業を追加すること。

##### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第22号議案

#### 島根県地域医療再生臨時特例基金条例

##### 1 提案理由

地域における医療に係る課題を解決するために定める地域医療再生計画に基づく事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 設置

地域における医療に係る課題を解決するために定める地域医療再生計画に基づく事業に要する経費に充てるため、島根県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

### (2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

### (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

### (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

### (5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第23号議案

### 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

## 1 提案理由

専修学校進学者特別支援資金制度、島根県獣医師修学資金制度、特定診療科医師緊急養成奨学金制度及び研修医研修支援資金制度を設けること並びに農業参入意向企業調査研究支援資金制度を廃止することに伴い、これらの返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 専修学校進学者特別支援資金に係る返還免除の規定の追加

#### ア 貸付金の種類

平成21年度中に高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成22年度中に県内の専修学校（専門課程に限る。）に入学した者（以下「専修学校進学者」という。）に対する資金の貸付けを行う財団法人島根県育英会（以下「育英会」という。）

に対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

育英会から資金の貸付けを受けた専修学校進学者が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、専修学校進学者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。

債務の全部又は一部

(2) 島根県獣医師修学資金に係る返還免除の規定の追加

ア 貸付金の種類

大学の獣医学を履修する課程に在学する者で、将来県の職員として獣医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき。 債務の全部

(イ) 獣医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) 特定診療科医師緊急養成奨学金に係る返還免除の規定の追加

ア 貸付金の種類

大学の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間その業務に従事（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して6月未満に限り、指定医療機関の特定診療科においてその業務に従事したものとみなす。）した

とき。 債務の全部

- (イ) 臨床研修の期間中又は医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。

債務の全部

- (ウ) (2)のイのウに同じ。

(4) 研修医研修支援資金に係る返還免除の規定の追加

ア 貸付金の種類

将来指定医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医又は将来特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする後期研修医に対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

- (ア) 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、引き続いて3年間後期研修を受けたとき。 債務の全部

- (イ) 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、後期研修を修了した日の属する月の翌月に特定地域医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて一定の期間（貸付けを受けた回数が、3回の場合にあっては3年間とし、2回の場合にあっては2年間とし、1回の場合にあっては1年間とする。）その業務に従事したとき。 債務の全部

- (ウ) (ア)の者にあっては後期研修の期間中に、(イ)の者にあっては医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

- (エ) (2)のイのウに同じ。

(5) 返還債務を免除できる貸付金のうち、農業参入意向企業調査研究支援資金を削ること。

(6) その他規定の整理

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

## 第24号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

既存の手当の支給対象の見直し、町村の要望に応じた福祉事務所への職員の派遣が終了すること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 支給対象となる職員の勤務する公署の改正

手 当 名	改 正 内 容
環境衛生検査業務 従事手当	支給対象公署に環境生活部廃棄物対策課を加えること（公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務に従事した場合に限る。）。
福祉業務従事手当	支給対象公署から健康福祉部地域福祉課を削ること。

##### (2) 課の名称変更に伴う規定の整理

##### (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

## 第25号議案

### 島根県職員定数条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所の診療体制等の充実を図るため、職員の定数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### 知事の事務部局の職員の定数の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
特別会計に属する職員	51人	57人	6人

- 3 施行期日  
平成22年4月1日から施行する。

第26号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要  
警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	71人	72人	1人
警部	146人	146人	-
警部補及び巡査部長	822人	824人	2人
巡査	431人	432人	1人
計	1,470人	1,474人	4人

- 3 施行期日  
平成22年4月1日から施行する。

第27号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要  
高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分	改正前	改正後	増 減	
高等学校	教育職員	1,641人	1,638人	3人
	事務職員、技術職員そ	203人	196人	7人

	の他の職員			
特別支援学校	教育職員	919人	957人	38人
	事務職員、技術職員その他の職員	82人	81人	1人
小学校及び中学校	教育職員	5,301人	5,280人	21人
	事務職員及び技術職員	375人	365人	10人

- 3 施行期日  
平成22年4月1日から施行する。

### 第28号議案

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県の観光振興施策の効果的な実施を図るため、社団法人島根県観光連盟に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に社団法人島根県観光連盟を追加すること。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

### 第29号議案

#### 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

1 提案理由

関係法令の改正その他の状況の変化に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料について、額の改定その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 土壌汚染対策法関係手数料

㍿ 汚染土壌処理業の許可の更新に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の許可の更新を受けようとする者	203,000円

(イ) 汚染土壌処理業の変更の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者	203,000円

(ウ) その他規定の整理

イ と畜場法関係手数料

獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
牛又は馬以外のもの（病畜を除く。）	460円	430円

(2) 島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正

ア 農業に関する分析等に係る手数料の新設

分析等の内容	手数料の額
ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 32,600円

イ 食品に関する分析等に係る手数料の新設

分析等の内容	手数料の額
ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 17,100円

(3) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正

牛の体外受精卵の生産に係る手数料の新設

区 分	金 額
経膈採卵による体外受精卵の生産	1 回につき 34,000円

(4) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正

牛の体外受精卵の移植を行うことに伴う事務の名称の改正

改 正 前	改 正 後
牛の体内受精卵の移植	牛の受精卵の移植

- (5) 島根県漁港管理条例の一部改正
  - ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し
  - イ 港湾施設使用料の額の改定に準じた占用料の額の改定
- (6) 島根県道路占用料徴収条例の一部改正
  - ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し
  - イ 国の道路占用料の額の改定に準じた占用料の額の改定
- (7) 島根県港湾施設条例の一部改正
  - ア 管類の布設に係る使用料の区分の見直し
  - イ 道路占用料の額の改定に準じた使用料の額の改定
  - ウ その他規定の整備
- (8) 島根県空港条例の一部改正
  - 道路占用料の額の改定に準じた使用料の額の改定
- (9) 島根県立都市公園条例の一部改正
  - ア 管類の布設に係る占用料の区分の見直し
  - イ 道路占用料の額の改定に準じた占用料の額の改定
  - ウ その他規定の整備

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。ただし、2の(7)及び(8)については、それぞれ規則で定める日から施行する。

第30号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

農村地域工業等導入促進法に基づく県税の課税免除について、普通交付税の減収補てん措置の対象となる課税免除を受ける事業者の設備の新設等の期間が経過したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令に規定する地区内において、法人等が製造の事業等の用に供するための設備を新設し、又は増設した場合に、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除する措置を廃止すること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第31号議案

島根県議会事務局条例の一部を改正する条例

1 提案理由

議会事務局の情報収集及び調査に係る能力の向上を図るため、組織を見直すことについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

議会事務局に政務調査課を置くこと。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第32号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

介護保険法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

(1) 介護老人保健施設の開設の許可等をした旨の公示

(2) 適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理

3 施行期日

2の(1)については公布の日から、2の(2)については平成22年4月1日から施行する。

## 第33号議案

### 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

食品衛生上の危害の発生及び拡大の防止等を図るため、公衆衛生上講ずべき措置の基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 公衆衛生上の措置の基準の改正

ア 自動販売機による営業以外の営業の施設の管理に係る衛生的措置の基準の追加

ア) 営業の施設において殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようにすること。

イ) 食品等の取扱いの基準の追加

a 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行うこと。

b 原材料及び製品に異物が混入しないようにすること。

c 製造等の工程において、食品に原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法施行規則に規定する特定原材料をいう。）が混入しないようにすること。

d 製品の販売に当たっては、品質、表示、衛生状態等について点検すること。

ウ) 食品取扱従事者の衛生管理の基準の追加

a 従事者が、下痢、腹痛等の症状を呈している場合又は手指等に化膿<sup>のう</sup>を伴う外傷がある場合に、当該者にその旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、食品衛生上の危害の発生の防止のための措置を講ずること。

b 従事者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する業務に従事させないこと。

イ 自動販売機による営業に係る食品取扱従事者の衛生管理の基準にアのウ)の a 及び b を追加すること。

ウ 記録の作成及び保存に係る基準の追加

ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料又は製品に係る仕入れ、出荷、販売その他必要な事項に関する記録の作成及び保存を行うこと。

イ アの記録の保存期間は、製品の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

エ 回収、廃棄等に係る基準の追加

ア 製品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該製品を迅速かつ適切に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法及び知事への報告の手順を定めること。

イ アの問題が発生した場合において回収された製品は、その他の製品等と明確に区別して保管し、適切に廃棄等の措置を講ずること。

オ 情報の報告に係る基準の追加

医師の診断により、製品に起因するとされ、又はその疑いがあるとされた消費者の健康被害及び食品衛生法の規定に違反していることが判明した製品に関する情報について、速やかに知事に報告すること。

(2) 営業の施設の基準の改正

ア 一般営業施設の便所に係る基準の改正

ア 手指の消毒のための設備の基準を緩和し、その基準に消毒器具の設置を加えること。

イ 手洗いの設備の基準の改正

改正前	改正後
流水式洗浄設備の設置	流水式手洗い設備の設置

イ 一般営業施設の業種別基準の改正

ア 調理室等における手指の消毒のための設備及び手洗いの設備の基準についてアの(ア)及び(イ)とすること。

イ 魚介類販売業について、処理をしない場合であっても冷蔵庫又は冷凍庫を設置することとすること。

ウ 魚介類せり売営業について、処理を行わない場合にあっては、せり売場所にアの基準を満たす設備等を設置することとすること。

エ その他一部の業種について施設の基準の緩和

ウ 特殊営業施設の基準の改正

- 手指の消毒のための設備の基準についてアの(ア)とすること。
- (3) その他規定の整備
- 3 施行期日  
平成22年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のウからオまでについては、平成22年10月1日から施行する。

#### 第34号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、県立学校及び市町村立学校の教育職員の手当を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

義務教育等教員特別手当の支給月額限度額の改正

改正前	改正後
15,900円	11,700円

##### 3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

#### 第35号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

島根県立宍道高等学校の開校等に伴う授業料等の額及び区分の見直し並びに政府が発表した高等学校の授業料等の実質無償化への対応のため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

- (1) 定時制の課程の授業料の額及び区分の改正

改正前		改正後	
区分	年額	区分	年額
定時制の課程	28,800円	定時制の課程（単位制による課程を除く。）	32,400円

(2) 受講料の額及び区分の改正

改正前		改正後	
単位数（1科目につき）	金額	区分	金額
2単位まで	860円	定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1単位につき 1,620円
3単位以上	860円に2単位を超える1単位ごとに210円を加算した額	通信制の課程	1単位につき 330円

(3) 聴講料の新設

区分	金額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1単位につき 1,620円
通信制の課程	1単位につき 330円

(4) 教育委員会は、専攻科に在学する者が納付すべき授業料を除き、平成22年度以降に係る授業料又は受講料について、その納付を猶予することができること。

(5) その他規定の整備

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

## 第36号議案

### 島根県希少野生動植物の保護に関する条例

#### 1 提案理由

希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承するため、希少野生動植物の保護のための個体の取扱いに関する規制等について、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的とすること。

(2) 次のとおり定義規定を設けること。

ア 希少野生動植物とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、県内にその本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を有するものであって、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの、種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの等をいうこと。

イ 指定希少野生動植物とは、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種及び緊急指定種を除く。）のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて、(5)により指定するものをいうこと。

ウ 県民等とは、県民及び滞在者をいうこと。

エ 民間団体とは、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間の団体をいうこと。

(3) 県、県民等及び事業者の責務について定めること。

(4) 知事は、あらかじめ島根県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、希少野生動植物の保護のための基本方針（希少野生動植物の保護に関する基本構想、指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項等を定めたものをいう。）を定めるものとする。

- (5) 指定希少野生動植物は、あらかじめ審議会の意見を聴いて、知事が指定すること。
- (6) 県民及び民間団体は、理由を付して、指定希少野生動植物の指定について知事に対し、提案することができること。
- (7) 指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならないこと。
- (8) 知事は、指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができること。
- (9) 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならないこと。
- (10) 学術研究、繁殖等の目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこと。
- (11) (10)の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、許可証又は従事者証を携帯しなければならないこと。
- (12) 知事は、(10)の許可を受けた者に対し、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
- (13) (9)に違反して捕獲等をされたもの等については、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならないこと。
- (14) 知事は、(10)の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況等について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所等に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができること。
- (15) 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならないこと。
- (16) 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法等に関し必要な助言又は指導をすることができること。
- (17) 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、あらかじめ審議会等の意見を聴いて、生息地等保護区として指定することができること。
- (18) 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため

特に必要があると認める区域を、あらかじめ審議会等の意見を聴いて、管理地区として指定することができること。

- (19) 管理地区の区域内においては、知事の許可を受けなければ一定の行為をしてはならないこと。
- (20) 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物の個体の生息又は生育（以下「生息等」という。）のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、その場所の土地の所有者又は占有者の同意を得て、立入制限地区として指定することができること。
- (21) 知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならないこと。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合等は、この限りではないこと。
- (22) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において管理地区で禁止された行為のうち一部の行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならないこと。
- (23) 知事は、(22)による届出があった場合においては、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
- (24) (22)により届出をした者は、届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならないこと。
- (25) 知事は、(19)又は(22)の行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができること。
- (26) 知事は、(19)若しくは(21)に違反した者、(19)若しくは(21)の許可に付された条件に違反した者、(22)に違反した者又は(23)の命令に違反した者に対し、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
- (27) 知事は、(19)又は(22)の行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができること。
- (28) 知事は、その職員に、生息地等保護区の区域内において、(19)又は(22)の行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、それらの者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は行為の影響について調査をさせることができること。
- (29) 知事は、(17)、(18)又は(20)による指定をするための実地調査のために、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができること。
- (30) 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、(29)による立入り

を拒み、又は妨げてはならないこと。

- (31) 県は、(19)の許可を受けることができないこと等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をすること。
- (32) 知事は、審議会の意見を聴いて保護管理計画（保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域、保護管理事業の内容等を定めたものをいう。以下同じ。）を定めるものとする。
- (33) 県民及び民間団体は、理由を付して、保護管理計画を変更することについて知事に対し、提案することができる。
- (34) 県は指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは保護管理事業を行い、国及び他の地方公共団体はその行う保護管理事業の事業計画が保護管理計画に適合している旨の知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者はその行う保護管理事業の事業計画が保護管理計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。
- (35) 認定保護管理事業等（県の保護管理事業及び(34)の確認又は認定を受けた保護管理事業をいう。）として実施する行為については、(9)、(19)、(21)、(22)及び(39)を適用しない。
- (36) 県は、この条例の趣旨にのっとり県民及び民間団体が自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (37) 知事は、希少野生動植物の個体の生息等の状況又はその生息地等の状況の巡視等を行う県民及び民間団体を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定することができる。
- (38) 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業については、(8)、(9)、(13)、(16)、(19)、(21)、(22)、(25)、(27)及び(28)を適用しない。
- (39) 国若しくは県の機関又は他の地方公共団体は、人の生命又は身体の保護その他のやむを得ない事由がある場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は(19)若しくは(21)の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。
- (40) 次に掲げる者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

ア (9)、(13)又は(19)に違反した者

イ (12)又は(26)による命令に違反した者

(41) 次に掲げる者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すること。

ア (10)又は(19)の許可に付された条件に違反した者

イ (21)に違反した者

(42) 次に掲げる者は、30万円以下の罰金に処すること。

ア (21)の許可に付された条件に違反した者

イ (22)による届出をしないで届出を要する行為をし、又は虚偽の届出をした者

ウ (23)による命令に違反した者

エ (24)に違反した者

(43) 次に掲げる者は、20万円以下の罰金に処すること。

ア (11)に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

イ (14)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

ウ (27)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は(28)による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

エ (30)に違反して、(29)による立入りを拒み、又は妨げた者

(44) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(40)から(43)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(40)から(43)までの罰金刑を科すること。

(45) 島根県自然環境保全条例の規定の整備

### 3 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。ただし、(1)から(4)まで及び(45)については、平成22年4月1日から施行すること。

## 第37号議案

### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

県営住宅を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
片庭団地	浜田市

#### 3 施行期日

規則で定める日から施行する。